

平成 29 年 6 月 20 日

埼 玉 県 知 事 上田 清司 殿  
さ い た ま 市 長 清水 勇人 殿  
埼玉県公安委員会委員長 木村 健司 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・  
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所から警察への情報提供の対象を限定しないことを求める緊急要望書

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

上田知事、木村公安委員会委員長におかれましては、本年 5 月 19 日付で当職から「児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書」を提出いたしましたところ、6 月 15 日には「児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有等に関する協定書」を締結していただき、迅速にご対応賜りましたことに厚くお礼申し上げます。また、清水市長におかれましては、上記協定書をご締結いただき誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

しかしながら、児童相談所から警察に情報提供される対象が一部に限定されておりますことは極めて残念に存じ、全件情報共有していただくよう再度要望書を提出いたします。

このままでは、昨年発生した狭山市羽月ちゃん虐待死事件のような事案の再発防止は図ることはできません。羽月ちゃん事件は、狭山市や警察が把握した時点では、本協定で情報提供の対象とされている「児童に負傷又は著しい発育の遅れが認められる事案」、「事件となる可能性のある事案」その他のいずれにも該当しないことから、このような事案を児童相談所が把握しても警察には知らされないことになってしまいます。

警察に情報提供がなされれば、警察がパトロール、各種相談の受理、近隣トラブルの対応、110 番の受理、迷子の保護、事件捜査などの様々な警察活動中に、児童相談所が把握している被虐待児やその保護者、同居人等の関係者の事案を取り扱った場合には、現場で対応する警察官が虐待にかかわる事案であること

を前提に適切に対応することができるのみならず、児童相談所にその状況を通報することも可能となります。一方、このままでは児童相談所が抱え込むだけの案件がこれまでどおり多数残ることとなり、確保できるはずの被虐待児の安全も確保できず、児童相談所が入手できるはずの情報も入手できないままになってしまうのです。

児童相談所が把握した時点で、いずれの事案が将来虐待死その他の深刻な事案に発展するかを的確に判断することなど決してできません。児童相談所だけでなくあらゆる機関もそのようなことは不可能です。把握した当初の時点ですべての情報を把握しているわけではありませんし、その後の事情で急速に虐待が激しくなることも当然にありうるからです。だからこそ、関係機関で全件情報共有することが必要なのです。また、全件情報共有することに何の支障もありません。全件情報共有は、アメリカやイギリスでは当然のこととして、日本でも高知県・高知市や明石市では既に実施されています。

また、一時保護解除事案について、警察が通告した案件についてのみ情報提供の対象とされていることは正当な理由がありません。一時保護解除事案については、子どもを家庭に戻した後に再び虐待を受けることのないよう家庭環境について事前に綿密な調査が、かつ、戻した後には頻繁な家庭訪問による安全確認が必要であり、この必要性は警察が通告した案件かどうかにかかわらずです。

情報共有の範囲を限定することは関係機関が連携して守るべき子どもたちの対象を限定することになります。どうか、そのような限定をすることなく、児童相談所が把握している虐待を受けている子どもたちについてはすべて関係機関が情報共有して連携して守ることができるよう、具体的には、児童相談所が把握している虐待案件については警察に全件情報提供し、一時保護解除事案についても事前に警察に全件情報提供するよう、本協定を速やかに改正していただきますようお願い申し上げます。

謹白

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会  
107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B

代表理事 後藤啓二(弁護士)

tel 03-6434-5995 fax 03-6434-5996 [kgotoh@ck9.so-net.ne.jp](mailto:kgotoh@ck9.so-net.ne.jp)